

○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）（抄）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（都道府県が処理する事務）</p> <p>第七条 法に規定する国土交通大臣の権限（法第十三条第四項に規定するものを除く。）に属する事務は、自動車運転代行業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。</p> <p>2 前項の場合においては、法中同項に規定する事務に係る国土交通大臣に關する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。</p>	<p>（地方運輸局長等への権限の委任）</p> <p>第七条 法に規定する国土交通大臣の権限（法第十三条第四項に規定するものを除く。）は、自動車運転代行業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長に委任する。</p> <p>2 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、自動車運転代行業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。</p>